

第86回ベストワン(懸賞金付定期預金)

(夢みらい支店をご利用される場合の説明書)

自由金利型定期預金<M型>

2024年2月13日現在

ご利用いただける方	◎ 夢みらい支店にて普通預金口座を開設している個人のお客さま
取扱期間	◎ 2024年2月13日 ~ 2024年4月12日 *販売予定額に達した場合は、取扱期間内でも取扱いを中止する場合があります。
お預け入れ期間	◎ 1年(自動満期解約方式のみ)
お預け入れ方法	
(1) 預入方法	◎ インターネットバンキングより一括預入 ◎ 自動満期解約後は懸賞金抽選権を付与しません。
(2) 預入金額、単位	◎ 1人10万円以上、1,000万円以下とします。(1円単位) (他の支店でお預かりしている懸賞金付定期預金も合算します。)
払戻方法	◎ 自動的に満期日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に振替先指定口座へ元金、利息、懸賞金(当選した場合)を入金します。
懸賞金抽選権	◎ 1口の定期預金10万円につき、1本の懸賞金抽選権(抽選番号)を付与します。 ◎ 証書を発行しませんので、抽選番号はインターネットでの定期預金照会でご確認下さい。
懸賞金の お支払い方法	◎ 抽選により当選した懸賞金は定期預金の満期日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に夢みらい支店の振替先指定口座に入金します。 ◎ 定期預金を中途解約した場合、懸賞金はお支払いできません。
利 息	
(1) 適用金利	◎ 固定金利 預入時の店頭表示のスーパー定期1年もの(300万円未満)の金利 ◎ 市場動向により、上乗せ金利を変更する場合があります。
(2) 利払方法	◎ 満期日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に一括して元金とともに支払います。
(3) 計算方法	◎ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
税 金	
	◎ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息、懸賞金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります ◎ マル優のお取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	◎ 満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用されます。 預入期間に応じた期限前解約利息とともに支払います。 但し、この計算に適用する約定利率は、上乗せ金利は適用されず、預入日における店頭表示のスーパー定期(300万円未満)利率を適用します。 ◎ インターネットバンキングから受付けた解約処理日は、翌営業日となります。

(次頁につづく)



懸賞金、抽選について ◎ 以下の取扱要領により懸賞を実施します

- (1) 懸賞金の抽選日・抽選場所
2025年2月3日(月)に当金庫本店または神戸本部にて行います。
- (2) 当選番号の発表
当選番号は抽選日の翌営業日以降に店頭に掲示します。
- (3) 懸賞金抽選権
・定期預金10万円につき1本の懸賞金抽選権(抽選番号)をつけます。
・懸賞金抽選権(抽選番号)は、10,000番から19,999番までとし、1万本を1ユニットとします。
- (4) 懸賞金の支払方法
抽選により当選した懸賞金は定期預金の満期日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に夢みらい支店の振替先指定口座に入金します。
- (5) 懸賞金支払限度額
懸賞金の支払額は抽選権1本あたり10万円を限度とします。
- (6) 懸賞金の内訳
懸賞金抽選権1ユニット(1万本)あたりの懸賞金および懸賞本数は次のとおりです。

等級	懸賞金	当選本数	懸賞金総額
特等 (各組共通全桁)	100,000円	1本	100,000円
1等 (各組共通全桁)	5,000円	2本	10,000円
2等 (各組共通下3桁)	2,000円	10本	20,000円
3等 (各組共通下2桁)	1,000円	100本	100,000円
		113本	230,000円

- (7) 期限前解約
この預金は期限前解約ができません。やむをえず期限前解約をするときは懸賞金のお支払いはできません。
- (8) 満期日以降の懸賞金抽選権
満期日以降の預金については、抽選番号は次回以降の懸賞金抽選権としての効力をもちません。

苦情処理措置・
紛争解決措置

- ◎ 苦情処理措置
本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、電話:0120-31-5784)にお申し出ください。
- ◎ 紛争解決措置
東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、兵庫県弁護士会紛争解決センター(電話:078-341-8227)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください

その他参考となる事項 ◎ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

